

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則に基づく研修事務を行う者の指定

（廃棄物対策課）

一

○知事指定薬物の指定

（薬務課）

一

○地籍調査事業計画の策定

（農村整備課）

一

○公有水面埋立てのしゅん功認可

（水産業基盤整備課）

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件）

（都市計画課）

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

（税務課）

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（防災推進課）

三

企 業 局

○仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用に係る使用料の徴収事務の委託

四

告 示

○宮城県告示第三百三十号
浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年宮城県規則第四十七号。以下「規則」という。）第十二条第二項の規定により、次のとおり浄化槽の保守点検の業務に関する研修事務を行う者を指定した。

令和六年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を受けた者の名称及び所在地

公益社団法人宮城県生活環境事業協会

仙台市宮城野区日の出町二丁目五番十五号

二 行う研修事務の範囲

規則第十二条第一項各号に掲げる事項に係るもの

三 指定年月日

令和六年五月七日

○宮城県告示第三百三十一号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

1 化学名（八R）：N、N-ジエチル-6-メチル-1-（「チオフェン-2-イル」）カルボニル-1-9、10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1-T-LSD）

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和六年五月七日

○宮城県告示第三百三十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、令和六年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和六年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称

調 査 地 域

気仙沼市	古町四丁目等二単位区域 古町三丁目一単位区域
名取市	愛島笠島字洞谷山等四単位区域 愛島笠島字高外山等八単位区域
川崎町	大字小野字網取山等一部五単位区域 大字川内字老髪山等二単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和六年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和六年四月三十日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

道路管理者 宮城県

三 埋立区域

1 位置

第一種室浜漁港区域内

宮城県東松島市宮戸榎木山五番に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結ぶ平成二十八年の春分の満潮位（DL+1.20メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

- (一) 点 主要地方道奥松島松島公園線（県道二七号線）に設置した四級基準点R4T・一二（北緯三八度二〇分五〇秒三九五三、東経一四一度九分一三秒七二六五）から一七三度三分二九秒、一二三・六三五メートルの地点。

- (二) 点 (一) 点から 三五八度五五分 四秒 一三・四四九メートルの地点
- (三) 点 (二) 点から 三五五度二八分三九秒 一九・四一六メートルの地点
- (四) 点 (三) 点から 三五二度 二分二九秒 一九・四一三メートルの地点
- (五) 点 (四) 点から 三四八度四八分二秒 一四・七四二メートルの地点

- (六) 点 (五) 点から 三四七度三八分五三秒 四・八一〇メートルの地点
- (七) 点 (六) 点から 三四七度二分 七秒 二〇・〇〇二メートルの地点
- (八) 点 (七) 点から 三四七度一分三一秒 一五・二九〇メートルの地点
- (九) 点 (八) 点から 三四七度四九分 四秒 四・八五七メートルの地点
- (一〇) 点 (九) 点から 三四九度五〇分一二秒 二〇・六二八メートルの地点
- (一一) 点 (一〇) 点から 三五三度二分五二秒 二〇・六三八メートルの地点
- (一二) 点 (一一) 点から 三五六度四二分一四秒 二〇・六四五メートルの地点
- (一三) 点 (一二) 点から 三五九度五八分四〇秒 二〇・六五二メートルの地点
- (一四) 点 (一三) 点から 三度一五分 八秒 二〇・六五九メートルの地点
- (一五) 点 (一四) 点から 六度三一分三七秒 二〇・六六四メートルの地点
- (一六) 点 (一五) 点から 九度四八分 三秒 二〇・六七二メートルの地点
- (一七) 点 (一六) 点から 一三度 四分二六秒 二〇・六八〇メートルの地点
- (一八) 点 (一七) 点から 一六度二分三五秒 二・八一メートルの地点
- (一九) 点 (一八) 点から 二六度四二分 五秒 二五・九一三メートルの地点
- (二〇) 点 (一九) 点から 二七一度五九分四三秒 七・八九八メートルの地点
- (二一) 点 (二〇) 点から 二七四度一分五〇秒 一七・六一七メートルの地点
- (二二) 点 (二一) 点から 二七四度四九分五五秒 六・一六二メートルの地点
- (二三) 点 (二二) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (二四) 点 (二三) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (二五) 点 (二四) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (二六) 点 (二五) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (二七) 点 (二六) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (二八) 点 (二七) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (二九) 点 (二八) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (三〇) 点 (二九) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (三一) 点 (三〇) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (三二) 点 (三一) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (三三) 点 (三二) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (三四) 点 (三三) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (三五) 点 (三四) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (三六) 点 (三五) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (三七) 点 (三六) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (三八) 点 (三七) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (三九) 点 (三八) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (四〇) 点 (三九) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (四一) 点 (四〇) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (四二) 点 (四一) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (四三) 点 (四二) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (四四) 点 (四三) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (四五) 点 (四四) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (四六) 点 (四五) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (四七) 点 (四六) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (四八) 点 (四七) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (四九) 点 (四八) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (五〇) 点 (四九) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (五一) 点 (五〇) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (五二) 点 (五一) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (五三) 点 (五二) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (五四) 点 (五三) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (五五) 点 (五四) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (五六) 点 (五五) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (五七) 点 (五六) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (五八) 点 (五七) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (五九) 点 (五八) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (六〇) 点 (五九) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (六一) 点 (六〇) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (六二) 点 (六一) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (六三) 点 (六二) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (六四) 点 (六三) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (六五) 点 (六四) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (六六) 点 (六五) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (六七) 点 (六六) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (六八) 点 (六七) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (六九) 点 (六八) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (七〇) 点 (六九) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (七一) 点 (七〇) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (七二) 点 (七一) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (七三) 点 (七二) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (七四) 点 (七三) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (七五) 点 (七四) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (七六) 点 (七五) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (七七) 点 (七六) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (七八) 点 (七七) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (七九) 点 (七八) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (八〇) 点 (七九) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (八一) 点 (八〇) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (八二) 点 (八一) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (八三) 点 (八二) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (八四) 点 (八三) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (八五) 点 (八四) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (八六) 点 (八五) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (八七) 点 (八六) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (八八) 点 (八七) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (八九) 点 (八八) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (九〇) 点 (八九) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (九一) 点 (九〇) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (九二) 点 (九一) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (九三) 点 (九二) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (九四) 点 (九三) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (九五) 点 (九四) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (九六) 点 (九五) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (九七) 点 (九六) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (九八) 点 (九七) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (九九) 点 (九八) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点
- (一〇〇) 点 (九九) 点から 二七四度二分 七・四一八メートルの地点

- (P四四) 点 (P四五) 点から 一七〇度二分五一秒 二一・一七二メートルの地点
- (P四三) 点 (P四四) 点から 一六六度二分七三五秒 二〇・二八七メートルの地点
- (P四二) 点 (P四三) 点から 一六六度三八分四二秒 一九・七〇二メートルの地点
- (P四一) 点 (P四二) 点から 一七〇度二分一九秒 一九・二二三メートルの地点
- (P四〇) 点 (P四一) 点から 一七七度五一分四七秒 九・四六六メートルの地点
- (一) 点 (P四〇) 点から 二六五度二分五二秒 五・五三一メートルの地点

3 面積

四 免許の年月日及び番号

平成三十年三月二十八日

宮城県(水整) 指令第六二号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

東松島市

○宮城県告示第三百三十四号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、公衆の縦覧に供する。

令和六年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百三十五号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、公衆の縦覧に供する。

令和六年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画駐車場整備地区

- 二 都市計画の変更の種類
- 廃止
- 三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和六年度税制改正等に伴うシステム修正業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和六年四月五日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 四億四千四百四十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 総合防災情報システム保守・運用管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 防災推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年三月二十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 仙台市青葉区一番町二丁目九番一号

五 落札金額 一億七千三百三十万円(税抜き)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 令和六年二月二十日

企 業 局

○宮城県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年五月七日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

一 委託した相手の所在地及び名称

仙台市青葉区一番町四丁目六番一号

同和興業株式会社

二 委託期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで